

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

電子契約サービス提供業務（長期継続契約）について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

篠栗町長 三 浦 正
(公 印 省 略)

1 業務概要

- (1) 業 務 名 電子契約サービス提供業務（長期継続契約）
- (2) 業務内容 町の契約業務について、電子契約サービスを導入・利用することにより、業務の効率化及び契約相手方の利便性の向上を図る。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで
令和 7 年 1 0 月 1 日から電子契約の運用開始とするが、令和 7 年 9 月 1 日から本番環境でテスト利用ができるよう体制を整えること。

2 委託料の上限額

2, 2 1 1, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

内訳）導入費用 1, 0 2 3, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

利用料 1, 1 8 8, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

※利用期間は、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日までの 3 6 月とする。

※見積書を提出する際は、内訳の金額をそれぞれ超えてはならない。

令和 7 年度の上限額

導入費用 1, 0 2 3, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

利用料 1 9 8, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

3 参加資格

次に掲げるすべてに該当する者であること。

- (1) 町の令和 6 ・ 7 ・ 8 年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。又は、資格確認書類を提出し参加資格を認められた者であること。
- (2) 町から現に指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

4 審査方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、プロポーザル審査委員会が審査を行う。

5 実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和7年4月25日（金）から令和7年6月6日（金）まで
- (2) 交付方法 町ホームページからダウンロード

6 質疑の提出

- (1) 提出方法 仕様書等に関する質問がある場合は、電子メールで質疑書（様式1）を提出すること。PDF形式で作成すること。
- ※電子メール以外の方法による質疑は受け付けない。
- ※提出後、受信できているかの確認を電話で行うこと。
- (2) 提出期限 令和7年5月16日（金）17時（必着）
- (3) 提出先 篠栗町財政課契約係
- メールアドレス keiyaku@town.sasaguri.lg.jp
- T E L 092-947-1149

7 参加の申込

(1) 提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を PDF 形式で電子メールにより提出すること。

※電子メール以外の方法による参加申込は受け付けない。

※提出後、受信できているかの確認を電話で行うこと。

ア 参加申込兼誓約書（様式 2）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 価格見積書（任意様式）

導入費用と利用料に分けて記載すること。利用料は月額が分かるように記載すること。

エ 資格確認書類（令和 6・7・8 年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ提出すること）

- ・法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- ・個人にあつては、身分証明書
- ・法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、県税（法人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書（特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書）
- ・個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、県税（個人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書（特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書）

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 6 日（金）17 時

(3) 提出先

篠栗町財政課契約係

メールアドレス keiyaku@town.sasaguri.lg.jp

T E L 092-947-1149

8 プレゼンテーション審査

(1) 実施日 令和 7 年 6 月 20 日（金）

(2) 実施方法 オンラインによる。

詳細については、各参加申込者へ電子メールで連絡する。

(3) 提案時間 30 分以内（デモンストレーションを含む）

提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加は認めない。

(4) 質疑応答 20 分以内

(5) 審査結果の通知

プレゼンテーションを行ったすべての者に対し、令和 7 年 6 月下旬に審査結果を電子メールで通知する。

(6) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- ① 提出書類の作成等参加に係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ③ すべての提出書類は、返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、業者の特定以外に提案者に無断で使用しないこととする。
- ⑤ 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

9 書類の提出先及び問い合わせ先

篠栗町財政課契約係

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

T E L 092-947-1149

F A X 092-947-7977

E-mail keiyaku@town.sasaguri.lg.jp